

議案第64号

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、道路の占用料の額を適正なものに改めるとともに、自動運行補助施設に係る道路占用料を定める必要があるによる。

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	円	「	円	
		2,100		2,300	
		3,200		3,600	
		4,400		4,800	
		1,900		2,100	
		3,000		3,300	
		4,100		4,600	
		190		210	
		19	を	21	に,
		11		13	
		1,800		2,000	
		1,100		1,300	
		3,800		4,200	
		1,600		1,800	
		9,100		12,000	
	3,800	」	4,200	」	

法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	79	を
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		110	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		170	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		230	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル 未満のもの		340	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル 未満のもの		450	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル 未満のもの		790	
	外径が0.7メートル以上1メートル 未満のもの		1,100	
	外径が1メートル以上のもの		2,300	
	洞道		4,500	

法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	88	に
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		130	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		190	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		250	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル 未満のもの		380	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル 未満のもの		500	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル 未満のもの		880	
	外径が0.7メートル以上1メートル 未満のもの		1,300	
	外径が1メートル以上のもの		2,500	
	洞道		5,000	

法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自動運 行補助 施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に設ける もの	長さ1メートルにつ き1年	13
			その他のもの		42
			道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類	1本につき1年	3,300
		その他のもの	上空に設ける もの	占有面積1平方メー トルにつき1年	2,100
	地下に設ける もの		1,300		
	その他のもの		4,200		

改める。

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に、「3,800」を「4,200」に改め、同表中

「 A に 0.012 を 乗じて得た額	「 A に 0.011 を 乗じて得た額
A に 0.015 を 乗じて得た額	A に 0.014 を 乗じて得た額
4,600	6,000
2,700	3,600
3,800	4,200
91	120
2,700	3,800
910	1,200
910	1,200
9,100	12,000
3,000	3,300
91	120

910	1,200
91	120
910	1,200
9,100	12,000
4,600	6,000
3,800	4,200
A に 0.048 を 乗じて得た額	A に 0.046 を 乗じて得た額
910	1,200
380	420
A に 0.018 を 乗じて得た額	A に 0.015 を 乗じて得た額
A に 0.034 を 乗じて得た額	A に 0.033 を 乗じて得た額
A に 0.007 を 乗じて得た額	A に 0.007 を 乗じて得た額
A に 0.012 を 乗じて得た額	A に 0.011 を 乗じて得た額
A に 0.015 を 乗じて得た額	A に 0.014 を 乗じて得た額
A に 0.048 を 乗じて得た額	A に 0.046 を 乗じて得た額
A に 0.018 を 乗じて得た額	A に 0.015 を 乗じて得た額
A に 0.013 を 乗じて得た額	A に 0.011 を 乗じて得た額
A に 0.034 を 乗じて得た額	A に 0.033 を 乗じて得た額
A に 0.013 を 乗じて得た額	A に 0.011 を 乗じて得た額
A に 0.018 を 乗じて得た額	A に 0.015 を 乗じて得た額
A に 0.034 を 乗じて得た額	A に 0.033 を 乗じて得た額

を

に改める。

A に 0.048 を 乗じて得た額	A に 0.046 を 乗じて得た額
A に 0.048 を 乗じて得た額	A に 0.046 を 乗じて得た額
A に 0.018 を 乗じて得た額	A に 0.015 を 乗じて得た額
A に 0.034 を 乗じて得た額	A に 0.033 を 乗じて得た額
A に 0.048 を 乗じて得た額	A に 0.046 を 乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長が指定する者が令和4年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して道路を占有している物件について、この条例による改正後の福岡市道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定により算定した占用料の額の合計額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2（令和4年度に限り、市長が指定する物件にあつては、1.1）を乗じて得た額（以下「調整後の合計額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占用料の額の合計額は、調整後の合計額とする。
 - (1) 令和4年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市道路占用料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定により算定した占用料の額の合計額
 - (2) 令和5年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占用料の額の合計額
- 3 市長が指定する者以外の者が令和4年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して道路を占有している物件について、改正後の条例第2条の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2（令和4年度に限り、市長が指定する物件にあつては、1.1）を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占用料の額は、

調整後の額とする。

- (1) 令和4年度 当該物件について改正前の条例第2条の規定により算定した占用料の額
- (2) 令和5年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占用料の額